

## 「NPO法改正に伴う税優遇のあり方検討委員会」設置要綱

## (設置)

第1条 北海道内におけるNPO法人に対する寄附を促進する税制を活用した仕組みの基本的な事項を調査・検討するため、NPO法人に対する寄附促進の仕組みづくりに関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) NPO法人に対する寄附税制に関する考え方に関すること。
- (2) 寄付金控除の対象とすべきNPO法人の範囲や指定の考え方に関すること。
- (3) その他、検討にあたり必要な事項

## (組織)

第3条 委員会の委員は、次の者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 第2条各号に掲げる事項に関し、高い識見を有する者
- (2) その他、知事が必要と認める者。
- 2 委員の任期は、委嘱の日から委員会の設置期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

## (委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員で互選し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は原則公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

## (関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

## (委員の責務)

第7条 委員は、公正、公平に所掌事務を遂行しなければならない。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (事務処理)

第9条 委員会の事務局は、環境生活部くらし安全局道民活動文化振興課に置く。

- 2 事務局員その他委員会に出席した者は、委員会における審議等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

## (雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。